

蒲情・個・行審答申第1号

(諮問第1号)

件名：①土地賃貸借契約に係る賃借人変更依頼書（物件：蒲郡市竹島町10番）及び
②損益計算書（蒲郡市竹島観光株）の部分公開決定

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、①土地賃貸借契約に係る賃借人変更依頼書（物件：蒲郡市竹島町10番）（以下「文書1」という。）について、「法人の事業戦略・アイデアが記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報である」ことを理由として部分公開決定としたことは妥当である。

次に、実施機関が、全面的に非公開とした②損益計算書（蒲郡市竹島観光株）（以下「文書2」という。）については、次に掲げる部分は公開すべきである。

- (1) 損益計算書の題名及び対象となる期間
- (2) 既に公開されている「貸借対照表」と重複する部分

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年3月28日（以下「請求日」という。）付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、竹島観光株より蒲郡市に提出された文書1及び文書2の公開の請求を行った。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、文書1について、「法人の事業戦略・アイデアが記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であるため」とし、文書2について、「法人の財務に関する内部情報であり、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であるため」として、令和5年4月11日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月24日付け（受付は同年5月25日付け）で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、文書1について印影を除いて公開を、

文書2について公開を求めるというものである。

(2) 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 土地賃貸借契約に係る賃借人変更依頼書（物件：蒲郡市竹島町10番）について

(ア) 名義変更許可申請書の目的欄には、隠された文字数から細部に渡った事業戦略・アイデア等の内容が具体的に記載されているとは考えられず、公開されても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するような蓋然性はない。単に申請者の非公開要請に沿った対応と思われる。

(イ) 当該土地は観光施設用途に限定されており、近隣に競争相手がいない環境であり公開されても法人の競争上の地位その他正当な利害を害するような蓋然性はない。申請者の非公開要請に沿って単に可能性だけを積み上げたものである。

(ウ) 事業の構想項目に関しても5～7文字で具体的に記載されているとは考えられず、公開されても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するような蓋然性はない。

(エ) 土地賃貸借契約に係る賃借人変更に関する市長への手紙の返事で「観光施設の新設を進める意向は、名義変更許可申請書の中で示されております。」と回答を得たが全て黒塗りで“新設を進める意向”がどこに記載されているのか不明で事実確認ができない。

(オ) 議会で幾度も市幹部が竹島ホテルは新設を進める意向と公言しているにも関わらず、公開することが法人の競争上の地位その他正当な利益を害する合理的な理由もなく、その蓋然性はない。

(カ) 具体的な理由もなく蒲郡市情報公開条例第6条第1項第3号に該当として非公開処分とした理由として、賃貸借契約から逸脱した事業計画が記載されていると推測できる。例えば水族館の経営、或いは、当該土地利用に直接関係の無い水族館の運営という項目が入っていると推測する。そのことが公開されると申請者も市も批判を受ける事を恐れての処分と思われる。また、条件付承諾した理由に、建物の構造に触れる記載があったためと思われる。もしそうであれば、市の非公開理由に正当性はない。

イ 損益計算書（蒲郡竹島観光㈱）について

(ア) 主たる財務情報である貸借対照表は公開されており損益計算書の公開が法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報とする根拠がない。

(イ) ホテル竹島は、過去20年以上朽ちてゆく建物に何ら手を加えず3、4店舗の小テナントだけで営業していた会社で事業内容、財務内容をより厳しい目でチェックするのは当たり前である。今まで、ホテル竹島の「再築意向」という事で、用途違反、建物維持管理違反も違反状態に非ずとしてきた当局

の対応も限界に來ている状況下においては全てを公表して市民のチェックを受ける必要がある。

3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び口頭説明で主張している理由は、次のとおり要約される。

(1) 土地賃貸借契約に係る賃借人変更依頼書（物件：蒲郡市竹島町10番）について

ア 請求人が主張する2(2)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)について、土地賃貸借契約に係る賃借人変更依頼書の非公開部分には、法人の経営状況や事業戦略が記載されており、公開されることにより取引先等に無用の混乱と誤解を招き、事業運営に支障が生じるおそれがある。

イ 請求人が主張する2(2)ア(エ)及び(オ)について、請求人の主張のとおり「新設を進める意向」の部分に関しては、議会で答弁され、一般に公開されている内容であることから、公開すべきと考えられ、請求人から令和5年5月22日に受け付けた公文書公開請求に対し、令和5年6月5日付蒲財第159号公文書部分公開決定通知書で公開済みである。

(2) 損益計算書（蒲郡竹島観光株）について

損益計算書などの決算書類には、会社の内情をうかがい知ることができる重要な情報が載っており、その取扱いには、慎重さが求められる。そのため、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報として、非公開としたものである。

なお、会社法第440条では、貸借対照表の公告を義務付けており、大会社は、さらに損益計算書の公告を義務付けている。しかし、賃借人は大会社に該当しないため、損益計算書は公開義務のない書類であり、賃借人も一般に公開していない書類である。また、会社法第442条では、株式会社は計算書類等を備え置かなければならず、株主及び債権者に限り、書面の閲覧請求はできると示されている。

4 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、請求人及び実

施機関のそれぞれの主張から本件を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(2) 文書 1 について

ア 文書 1 の内容について

文書 1 は、蒲郡市と蒲郡竹島観光株式会社との間で締結した土地賃貸借契約（物件：蒲郡市竹島町 10 番）に係る賃借人変更依頼書であり、賃借人を変更する理由、提出書類の名称等が記載されている。

実施機関は、当該文書について、法人の事業戦略・アイデアが記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当すると主張している。

これに対し、請求人は、前記 2 (2) アのとおり、実施機関の非公開理由は条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当する蓋然性はないと主張しているため、文書 1 の非公開部分が条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当するものかどうか検討をする。

なお、当該文書に係る審査請求は、令和 5 年 4 月 11 日付けで実施機関がした公文書部分公開決定について行われているが、請求人が令和 5 年 5 月 22 日付けでした公文書公開請求に対し、令和 5 年 6 月 5 日付けで実施機関がした公文書部分公開決定では、審査請求に係る公文書部分公開決定よりも公開の範囲を広げていることが認められた。審査請求に対する実施機関の弁明書、請求人の反論書及び当審査会に対する諮問においても、令和 5 年 6 月 5 日付けで実施機関がした公文書部分公開決定についての記載が認められるため、当審査会も令和 5 年 6 月 5 日付けで実施機関がした公文書部分公開決定について検討をする。

イ 条例第 6 条第 1 項第 3 号（事業活動情報）の該当性について

条例第 6 条第 1 項第 3 号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報のうち、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

当審査会が当該文書を実際に見分したところ、実施機関が非公開とした部分には、公文書公開請求がされた時点においては一般に公開されていない、実施機関が主張するような、法人の事業戦略・アイデアが記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人の内部情報であることが認められた。

以上のことから、文書 1 のうち、非公開部分は条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当し、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

なお、実施機関は、口頭意見陳述において、状況によって公開できる範囲が変わり、現時点で公文書公開請求があれば、さらに公表されているところは公開する旨の発言もしており、再度公文書公開請求があった場合は、条例の原則公開の理念を尊重し、適切に対応されたい。

(3) 文書 2 について

ア 文書2の内容について

文書2は、文書1の添付書類として提出された蒲郡竹島観光株式会社の損益計算書である。

実施機関は、当該文書について、法人の財務に関する内部情報であり、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第3号に該当するため全て非公開としている。また、会社法第440条により大会社は貸借対照表に加え損益計算書の公告が義務付けられているが、賃借人は大会社に該当しないため公開の義務はなく、一般にも公開していないと主張する。

これに対し、請求人は、2(2)イのとおり、主たる財務情報である貸借対照表は公開されており損益計算書の公開が法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報とする根拠がないと主張するため、文書2が条例第6条第1項第3号に該当するものかどうか検討をする。

イ 条例第6条第1項第3号（事業活動情報）の該当性について

当審査会が文書2について実際に見分したところ、当該文書には各営業年の売上高や経費の状況等、営業の成果が具体的に明らかになる情報が詳細に記載されていることが認められた。これらの情報は、一般的には、法人の内部管理情報として保護されるべきものと考えられる。また、賃借人は、会社法の規定に基づく損益計算書の公告が義務付けられていない状況において、これらの内部管理情報を公開することは、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

しかしながら、文書2の中には既に公開されている貸借対照表と重複する項目もあるため、当該項目については公開することが妥当であると判断する。また、実施機関は損益計算書を一律で非公開としているが、損益計算書の題名及び対象となる期間については公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのない部分であり、条例の原則公開の理念を尊重し、公開することが妥当であると判断する。

5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年12月12日	実施機関からの諮問（総務部財務課）
令和6年 2月21日	実施機関の口頭説明
令和6年 3月18日	請求人による口頭意見陳述及び審議
令和6年 8月 8日	審議及び答申の検討
令和6年 8月13日	答申